

平成30年度 第3回

古賀市国民健康保険運営協議会

会議資料

平成31年1月25日

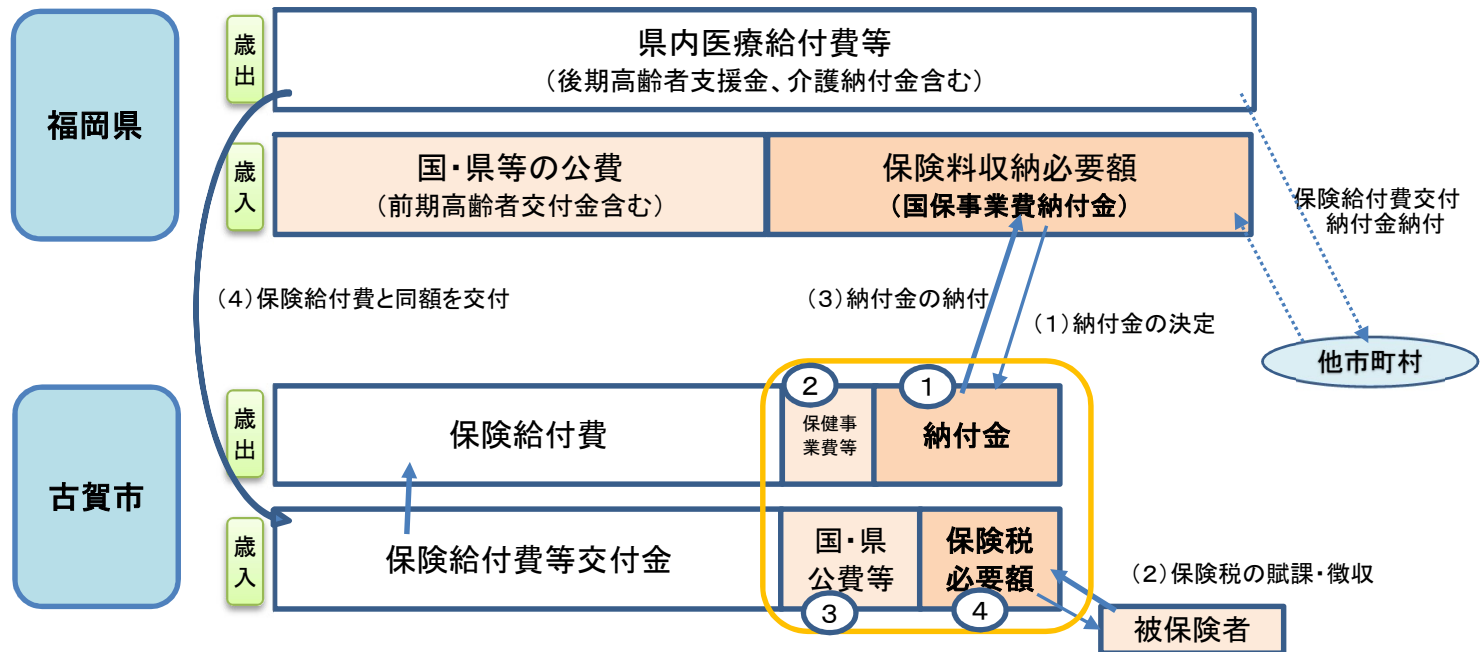
1

# 国保事業費納付金の報告について

# 1. 国保財政の仕組み(イメージ)

- 県は、財政運営の責任主体となり、県内の医療給付費等の見込額から前期高齢者交付金・調整交付金等の公費を減算し、**保険料収納必要額(納付金総額)**を算出する。
- 県全体の納付金総額を応能分と応益分に案分し、応能分は所得総額、応益分は被保険者数及び世帯数により市町村ごとに配分する。(医療分については医療費水準を反映させる)・・・下図(1)
- ※制度改正による負担額が一定割合を超える市町村に対しては**負担緩和措置**を講じる。
- 市町村は、納付金を納付するために必要な**保険税必要額**を算出し、保険税率を決定、賦課・徴収し、県へ**納付金**を納める。・・・下図(2)・(3)
- 県は、保険給付に必要な費用を全額、市町村へ交付する。(出産育児一時金等は除く)・・・下図(4)

H30年度から



$$\text{④保険税必要額} = \text{①納付金} + \text{②保健事業費等} - \text{③国・県公費等}$$

①納付金	納付金(医療分、支援分、介護分)	県に収めるべき費用
②保健事業費等	保健事業(特定健診等)	特定健診等に要する費用
	出産育児諸費	出産育児一時金支給に要する費用
	葬祭諸費	葬祭費支給に要する費用
	審査支払手数料	診療報酬の審査支払に要する費用
	その他諸支出	還付金等に要する費用
③国・県公費等	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	低所得者数に応じ一定割合を繰入
	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	低所得者数に対する軽減分を繰入
	特別調整交付金等	市町村の事情を考慮して交付
	県繰入金	市町村の事情を考慮して県から繰入
	保険者努力支援制度	市町村の努力に応じて交付
	特定健診等負担金	特定健診等の国県負担金
	出産育児一時金繰入金	出産育児一時金の3分の2相当分を繰入
	財政安定化支援事業繰入金	市町村への地方財政措置として交付分を繰入
	保険税滞納繰越分	過年度分の保険税収入
	その他諸収入	雑入等
④保険税必要額	保険税収納必要額	現年度分の保険税収納額

## 2. 古賀市の納付金額の算定結果(一般分)

### (1) 県に納める納付金額

	①H30本算定	②H31仮算定	差(②-①)
医療分	1,050,509,087円	1,108,281,895円	57,772,808円
後期高齢者支援金分	334,561,287円	338,726,550円	4,165,263円
介護納付金分	97,895,209円	100,143,639円	2,248,430円
合計	1,482,965,583円	1,547,152,084円	64,186,501円

	②H31仮算定	③H31本算定	差(③-②)
医療分	1,108,281,895円	1,017,101,217円	-91,180,678円
後期高齢者支援金分	338,726,550円	310,348,222円	-28,378,328円
介護納付金分	100,143,639円	99,807,898円	-335,741円
合計	1,547,152,084円	1,427,257,337円	-119,894,747円

	①H30本算定	③H31本算定	差(③-①)
医療分	1,050,509,087円	1,017,101,217円	-33,407,870円
後期高齢者支援金分	334,561,287円	310,348,222円	-24,213,065円
介護納付金分	97,895,209円	99,807,898円	1,912,689円
合計	1,482,965,583円	1,427,257,337円	-55,708,246円

※納付金額は算定時の額(変更あり)

## (2) 1人当たりの納付金額

### ①H31仮算定

	H30本算定	対H28 伸び率	H31仮算定	対H28 伸び率
H28納付金相当額	119,479円		119,426円	
納付金額(負担緩和前)	118,924円	99.5%	130,455円	109.2%



納付金額(負担緩和後)	118,694円	99.3%	129,458円	108.4%
-------------	----------	-------	----------	--------

### ②H31本算定

	H30本算定	対H28 伸び率	H31本算定	対H28 伸び率
H28納付金相当額	119,479円		119,426円	
納付金額(負担緩和前)	118,924円	99.5%	129,735円	108.6%



納付金額(負担緩和後)	118,694円	99.3%	<b>119,426円</b>	100.0%
-------------	----------	-------	-----------------	--------

※1人当たりの納付金額は、市町村の保険料(税)収入には関係なく、国保運営に必要な金額を基に算出したもの。

### 3. 平成31年度収支見込み（現行税率で試算した場合）

#### 歳入

（単位：百万円）

		31年度 収支見込 (A)	30年度 当初予算 (B)	増減 (A-B)	備考
保険 税	一般分	1,090	1,094	▲ 4	被保険者数の減等
	退職分	0	5	▲ 5	被保険者数の減等
	計	1,090	1,099	▲ 9	
国庫支出金		0	0	0	
県支出金 (保険給付費分)		4,364	4,211	153	保険給付費の増等
県支出金 (努力支援等)		73	86	▲ 13	
一般会計繰入金		533	486	47	
その他		4	4	0	
合 計		6,064	5,886	178	

#### 歳出

（単位：百万円）

		31年度 収支見込 (C)	30年度 当初予算 (D)	増減 (C-D)	備考
保険 給 付 費	一般分	4,350	4,151	199	保険給付費の増等
	退職分	16	61	▲ 45	被保険者数の減等
	その他	35	30	5	
計		4,401	4,242	159	
国保事業費納付金		1,428	1,488	▲ 60	
保健事業費		67	64	3	
その他		116	94	22	
				0	
合 計		6,012	5,888	129	

歳入歳出差引額      52 百万円

現行の税率で試算すると  
単年度収支で約5,200万円の黒字を見込む

## 4. 古賀市の状況(見込み)

### (1)平成31年度収支見込み

- ・平成31年度収支見込みの単年度収支は約5,200万円の黒字を見込む。

### (2)平成29年度決算

- ・平成29年度決算の黒字(約1億4,400万円)から、平成30年度での精算額等(約6,600万円)を差し引くと、平成29年度の黒字は約7,800万円となる。

## 5. 今後の納付金(国保税)について

### (1)国保制度改革当初の納付金の算定方法(福岡県全体の方針)

- ・制度施行後3年間は、納付金の算定にあたり、「一定割合=0%」として負担緩和のための調整を行う。
- ・平成33年度以降については、状況を確認しながら、国保運営方針の検証時に必要な見直しを行う。

### (2)平成31年度納付金算定結果から

- ・平成31年度納付金額(負担緩和前)は大幅に増加した。
- ・平成32年度も「一定割合=0%」を維持できるのか未定である。

※一定割合:平成28年度実績に基づく納付金相当額からの伸び率



2

その他

# 1. 国の動向(制度改正予定)について

## (1) 国民健康保険税の賦課限度額の見直し(平成31年4月実施予定)

	現行	改正後	
医療分	58万円	61万円	3万円引上げ
後期高齢者支援金分	19万円	19万円	
介護納付金分	16万円	16万円	
合計	93万円	96万円	3万円引上げ

## (2) 低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し(平成31年4月実施予定)

	現行	改正後	
2割軽減	33万円+50万円×被保険者数	33万円+51万円×被保険者数	改正
5割軽減	33万円+27.5万円×被保険者数	33万円+28万円×被保険者数	改正
7割軽減	33万円	33万円	

### (3) 旧被扶養者減免期間の見直し(平成31年4月実施予定)

#### 【対象者】

75歳以上の者等が被用者保険(職場の健康保険)から後期高齢者制度に移行することに伴い、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者(旧被扶養者)になった65歳以上の者

#### 【現行】

- 当分の間、所得割は免除する。
- 当分の間、均等割は5割減免する。
- 当分の間、被保険者が旧被扶養者のみで構成される世帯は平等割も5割減免する。

#### 【改正案】

- 当分の間、所得割は免除する。
- 2年間**、均等割は5割減免する。
- 2年間**、被保険者が旧被扶養者のみで構成される世帯は平等割も5割減免する。

※2年間:資格取得日の属する月以降、2年を経過するまでの月の間

- ※1) 所得割:前年中の所得に応じて賦課  
均等割:被保険者1人あたりに賦課  
平等割:被保険者1世帯あたりに賦課

- ※2) 均等割、平等割に係る減免額は、低所得者に対する保険税軽減対象者は異なる。